

## 基本計画部会ワーキンググループの運営について

平成25年5月17日  
基本計画部会決定

法の施行状況及び基本計画案に係る検討のため、以下により、基本計画部会の下にワーキンググループ（以下「WG」という。）を置く。

- WGは次の表の左欄に掲げるとおりとし、これらのWGの担当部分は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

名称	担当部分
第1 WG	経済統計（国民経済計算、経済構造統計等）
第2 WG	人口・社会統計（国勢統計等）
第3 WG	共通・基盤的な事項（統計データの有効活用の推進等）

- WGに属すべき委員は部会長が指名する。
- WGにWG座長を置き、当該WGに属する委員のうちから、部会長が指名する。WG座長は審議の補佐を行わせるため座長代理を置くことができる。
- WG座長は、その所属する委員以外の委員の参加を求めることができる。
- 委員は、その所属するWG以外のWGに参加することができる。
- WG座長は、特定の事項の審議に関し、学識経験者、各府省及び地方公共団体の関係者等の参加を求めることができる。
- WGの会合での配布資料は、当該WG終了後ホームページ上で公表するとともに、当該WGの会合に係る議事概要を事務局で取りまとめ、速やかにホームページ上で公表する。
- WG座長は、特定の事項に関し、タスクフォースを設けて審議の充実を図ることができる。
- その他WGの運営に関し必要な事項は、WG座長が定める。